

## 「行為と知覚の説明」

高橋隆雄

行為と知覚の説明のうち、特に因果的説明について考察してみたい。すなわち、いわゆる行為の因果説、知覚の因果説が本稿の主題である。しかし「行為」については本論叢で「行為の因果説について」という題で既に論じてあるので、ここでは知覚に重点をおくことにする。さらに、知覚の中でも視覚に的をしぼっているが、他の諸知覚の場合も、多少の差異はあれ、視覚と類比的に扱うことができると思う。

### 「知覚」と「行為」の意味

行為と知覚の因果的説明といっても、行為と知覚の何を説明するかによって異なる説明の仕方が考えられる。ここでは問題を限定して、「行為」と「知覚」の日常的な意味に関する因果説について考察してみることにする。すなわち「行為する」「意図的に行為する」「見る」「聴く」等をもって通常いかなることが意味されているのか、という課題に対する一つの主張としての因果説を考えてみることにしたい。<sup>11)</sup>

このような因果説においては、その主張の根拠となることが、行為と知覚の場合でパラレルであるように思える。ま

## 「行為と知覚の説明」

ず、知覚の場合、我々が、「ある物を見ている」でもっていかなる事柄を理解しているのかを見てみよう。（以下の諸状況においては、照明が適度であり、眼球や視神経等は正常に機能していることが前提されている。）

（状況1）対象（物体）Mが眼前に存在してないのにMの視覚像（視覚印象、視覚経験、見え姿）が成立している。

これはMの知覚（視覚）とは言えない。ふつうには、Mの幻覚が生じていると言われる。

（状況2）対象Mが眼前にあり、かつMの視覚像が成立している。

これでもMの知覚と呼ぶには不十分である。薬物の作用によって、あるいは後催眠的暗示によって、あるいはまた大脳局部への刺戟等によって、Mの存在と無関係にMの視覚像が成立する場合があるからである。つまり、対象Mとその視覚像の間に何らかの関係がなければならぬのである。因果説はこの関係が因果関係であると主張する。

（状況3）対象Mが眼前にあり、これが原因となり、その結果としてMの視覚像が成立している。

この場合、われわれは「Mを知覚している」と言うことができるように思う。また、逆に、このことは「Mを知覚している」ことの必要条件でもあると思える。

これが、それほどノーマルでない知覚の場合にもあてはまるかを次に見てみよう。まず、Mが鏡に映っている場合を考えてみると、対象Mが「眼前にあり」という表現は不適當であろう。鏡に映る場合には対象が知覚者の背後にあってもかまわない。それゆえその表現は削除すべきであると思われる。すると対象Mが（見えている位置や方向にであろうとなかろうと）存在し、それが原因となってMの視覚像が成立していると（状況3）を修正すれば、鏡の場合にもMを知覚していることになる。

へびに見えたのが実はよく見ると繩であった、という錯視の場合はどうだろうか。ここでも対象M（繩）と、視覚像（へび）の間に因果関係が存在すると言える。但し注意すべきなのは、ここに挙げたような因果説は対象・物体Mを知

覚するという立場にたっているので、この場合で言うところ知覚しているのは細（M）であってへびではない、という事である。へびも何らかの仕方で見ているのではないか、という議論もありうるが、それはここに挙げた説からは出てこない。視覚像・センスデータを直接に知覚しているのであり、物体の存在は間接的に推論される、というような説（例えばプライスの因果説）ならば、へび様（まじ）のセンスデータが知覚されているということになるだろう。

細とへびの例をさらに推しすすめて、水平線上に浮かぶ軍艦（M）とそれの視覚像としての小さな黒点の場合にも、知覚者は軍艦を見ている、と言うことができる。「君は小さな点が水平線上に見えたと言ったが、実はその時に君が見ていたのは軍艦だったのだ」と日常でも言うことができるように、このような「見る」の用語は決して通常のそれから外れてはいない。

対象Mとその視覚像とは、以上の例が示すように、互いに類似している必要はない。そもそも類似ということ自体がここでは意味をなさないように思える。対象の真の形、真の色等が視覚像から独立にとり出せるとは思えないからである。ここで決定的なのは類似関係ではなく因果関係なのである。それゆえ、晴天の洋上に浮かぶ軍艦Mと因果関係にある黒点の視覚像をもつことで「Mを見ている」とは言えても因果関係にない視覚像（例えば空一面に拡がった赤色の視覚像）をもった場合にはMを見ていることにはならないのである。また、視覚像がノーマルな状態で見られたMのそれとどれだけ類似していたとしても、その間に因果関係がなければ「Mを見ている」ことにはならない。それは（状況2）の考察からすでに明らかである。<sup>43</sup>

次に行為の場合を考えてみると、右に挙げたステップを踏襲することができる<sup>44</sup>ことがわかる。すなわち、（通常の諸条件は成立しているものとして）

（状況1）欲求と信念（M'への意図と一応同一視する。以下でも同様）が存在しないのに身体運動Mが生じている。

「行為と知覚の説明」

## 「行為と知覚の説明」

これは例えば反射運動や不随意運動、何の意味も目的もなく生ずる身体運動にあてはまる。もちろんこれらは通常「行為」とは言われない。

(状況2) 欲求と信念が存在しており、それに応じた身体運動Mが生じている。

この時のMを行為とみなすことに對する反例はゴールドマンによるものがよく知られている。前掲論文でも書いておいたが、重複をおそれずにここでも述べることにする。ディナーパーティーの席上、SはホストのHに對する日頃のうらみを晴らしたいと思っていた(欲求)。そしてテーブルに出されたスープを飲んで顔をしかめればその欲求が満たされると思っていた(信念)。そのとき偶然にも誰かが不注意でスープに異物を混入してしまい、それを知らずに飲んだSは思わず顔をしかめてしまう(M')。Sは欲求と信念をもち、またそれらに應ずるところの身体運動も生じているが、これを意図的行為とみなすことはできない。Sの意図は実現したが、Sはそれを意図的ではない仕方したのである。欲求・信念とMの間に何らかの關係が成立していなければMは行為とみなされないように思われる。因果説はこの關係が因果關係であること主張する。

(状況3) 欲求と信念が存在しており、これが原因となり、その結果としてそれに應ずるMが生じている。

この場合われわれは行為していると言ふことができる、というのが因果説の主張である。

以上、知覚と行為の各々について、因果説の言わんとするところをパラレルな形式で述べてきた。ここで挙げられた論点を整理してみると次のようになる。まず、知覚の場合、視覚像の成立ということだけでは「見ている」ことにならないということ。行為では同様に身体運動の生起だけでは「している」ことにならないということ。視覚像と対象の類似性(この語が意味をもつとして)も、欲求・信念と身体運動との間の対応關係の存在も不十分であり、両者の間の因果關係の存在が決定的要素であること。さらに、知覚の場合も行為の場合も、生理学的機構への言及がなされていない

ことに注意しておきたい。ここでは「知覚」「行為」の日常の意味が問われているのであり、この問いにおいては生理学的機構は問題にならないからである。

### 従来からの批判

以上のような行為と知覚に関する因果説には従来より多くの人々によって批判がなされてきた。そうした批判をここでとりあげ、グライスがいかなる仕方ですれらに答えているかを見ることにしよう。

まず、知覚の因果説は物体Mの知覚不可能性を帰結し、それゆえ懐疑論に陥るといふ批判がある。<sup>55)</sup>しかし、グライスによれば、知覚の因果説と物体の知覚不可能性とは両立しうる（すなわち矛盾はしない）が、後者は前者の帰結とはいえない。われわれは、ふつう物体M（机とか車とか海とか雲 etc）を実際に知覚している。このことを「知覚」の意味に含めた因果説ならば懐疑論に陥ることはない。また、物体は直接の知覚経験からの推論によって間接的に知覚されるという立場もグライスは拒否する。煙の存在から火のあることを推論するのと異なり、知覚の場合には原因は因果的推論なしに同定できないからである。すなわち、視覚像と物体の間に規則的対応関係をあらかじめ設定したうえで、ある特定の視覚像の成立から、ある特定の物体の存在を推論する、というようにできないのである。われわれに与えられているのは知覚経験だけだからである。それならば、物体とは電子のような存在者と同じように、説明と予測の目的のために必要とされるものと考えたらどうだろう。しかし、物体とは、理論的構成物とは全く異なるものの典型としてあるのだからそれは認められない。グライスはこのように述べている。

日常われわれが「Mを見る」という語り方をしばしばすると、言葉の誤用であるとか、素朴な未開の段階

## 「行為と知覚の説明」

の用法にすぎないと片づけてしまわない限り、われわれは「物体を知覚する」ということの意味を理解しているし、実際に知覚してもいると認めてよいのではなからうか。上述の因果説による「知覚」の規定は、まさにこの場面を問題にしていたのである。

次に、視覚像成立の原因の特定という問題も、古くから因果説を困らせてきた難問である。眼に見えるもの（対象）は、影や虹、雲等も含めた広義の物体であり、この物体が視覚像成立の原因とされるのであるが、厄介なことに、物体と視覚像の間には視覚像成立の原因と考えられるものが多数介在しているし、物体よりも因果連鎖の中で視覚像から遠い原因も同様に数限りなくあるのである。例えば、物体表面で乱反射した光、眼球内のレンズ、網膜、視神経、大脳の一定部位、また、物体が光を乱反射することの無数の原因。このような連鎖の中で、なぜ特に物体を知覚の原因であると因果説は主張するのだろうか。知覚の「原因」ではなく「原因の一部」とすれば問題はなくなるだろうが、そうすると、物体と他の諸原因との区別がつかなくなってしまう。われわれは物体を見るのであって、光やレンズや大脳を見るのではない。このことからわかるように、確かに物体は、太陽の状態や網膜、視神経とは異なる役わりを知覚において果たしているように思われる。では、この役わりを際立たせるにはどうすればよいのだろうか。

グライスはプライスが提起した説を挙げてからそれを批判している。プライスによれば、それは固定条件 (standing conditions) と差異条件 (differential conditions) との区別によってなされる。もし変化したとすると、その変化が視覚印象 (視覚像) の全体に何らかの変化をもたらすような条件が前者であり、一部にのみそれに応じた変化をもたらすような条件が後者である。例えば、地上のものを見ている場合、太陽が雲に隠れてしまえば視野の全体が暗くなるし、眼球や視神経に異常をきたせば視野全体が白濁したり全く何も見えなくなったりするので、これらは固定条件に数えあげられる。それに対して、視野内の物体の色が変化したり形状が変わったり動いたりした場合は、それに応じた変化が

視野の一部に生ずるので物体の状態は差異条件である。このようにして、知覚における物体の特権的地位は説明される。グライスはこの区別が物体の特異性の説明にならないことを、反例をあげて示している。闇夜に各々異なる松明に照らされた数個の対象を同時に見るとする。但し松明は見えてないし、各々の対象はある程度離れているとする。そのとき一つの松明の状態を変化させても視野の一部のみが変化するだけである。グライスの区別に従えば松明の状態は差異条件であるから、松明は視覚の対象であることになる。ところが前提によれば松明は見えてないのである。ここに不合理が生ずることになる。それゆえ、グライスの提示した区別は知覚対象の特異性を説明するには不適切である。<sup>(6)</sup>

ふつうには、物体表面で乱反射された光が網膜で像を結び云々といった説明でもって、知覚対象としての物体の特異性を述べるであろうが、日常における「知覚」の概念を探求することを旨とせずグライスはこの方向をとらない。こうした方向は彼に言わせれば専門家の説明に属するのである。ところがわれわれは専門的知識を全くもたなくとも、物体が知覚に果たす役わりが特異なものであることをすでに理解しているのである。この理解されているところの事柄、これを明らかにすることがグライスの目ざしていることである。知覚における原因中に占める対象の特異性は、彼によれば、例を提示することで示唆するしかない。すなわち、対象が知覚者によって知覚されているのは、例えば適度の照明の下で私が自分の手を見るとき、眼前に手があるように見えることに對して私の手が原因として因果的に関係しているような仕方、対象が感覚印象と因果的に関係しているときである。これは眼前の手を見る等の「知覚」のパラダイム（典型的事例）の提示である。ここで理解されている事柄はこのように示すしかなく、その関係の仕方が具体的にどんなものであるかは物理学や生理学の専門家の探求すべき事柄であるとされる。

行為の場合にもこれと同様の問題が生ずるのは明らかであろう。欲求・信念を原因として、その結果として身体運動が考えられているが、因果連鎖の中でなぜ欲求・信念が特に原因とされるのか、また、身体運動を特にその結果とする

## 「行為と知覚の説明」

のはどうしてなのか、という事が問題になりうるのである。すなわち、欲求・信念によってひき起こされ、身体運動との間に介在する連鎖の諸項はどうして行為の原因と言われないのか、欲求・信念の結果も身体運動に至るまでに多数存在し、また身体運動によってひき起こされる事もすべて欲求・信念の結果なのであるから、これらを結果としてクロースアップしないのはなぜか、という問題が生ずるのである。

行為についてのその問題にもグライスが知覚についてしたような答えを与えることができるだろうが、ここでは触れないでおくことにする。知覚と行為に関するこうした問題は、結局のところ、互いに等価であるはずの因果的系列中の諸項のうちから、知覚の原因や結果、また行為の原因や結果として或る特定の項を選び出して、知覚や行為の意味の規定に用いるところに生ずると思われる。「Mを見ている」「Mをする」ということは、意味の上ではMとMに直接的に關係している。さらに、「見る」とは或るものMを見ることであり、「する」とはゆとして記述されるところのMをすることである、というように、見ること、行為することはMとMに直接的に關係している。しかし、因果的系列においては、視覚像成立とM、欲求・信念とMとは、諸項を隔てて關係しているのである。諸項を隔てた二項間の關係を、グライスのようにパラダイムの提示で示唆することは、因果的系列中における二項の特異性をその系列の中で浮かびあがらせることではない。むしろ、知覚と行為の意味に関する事柄とそうでない事柄とを明確に区別した上で、対象の特異性という問題に対して意味に関する事柄の枠内で答えれば事例の提示を示すしかない、ということを示しているように思われる。

## 逸脱した因果性



以上に挙げてきた因果説の難点がグライスの答えたような仕方で一応回避されたとしても、さらに因果説を困惑させる難問が近年クローズアップされてきた。(状況3)が成立しているにもかかわらず「Mを見て」「Mを(意図的に)している」と言えない場合のあることが指摘されたのである。

まず知覚の場合の例をあげてみる。松茸が八百屋の店頭で並べられているのを眺めるが、そのまま店内で他の買物をすませる。帰りがけに松茸の置いてある所を通りすぎるときに、その香りを嗅いだとたん、松茸の視覚像が浮かんだとする。(その像は実物とそっくりであるという必要はない。)ここでは松茸Mの存在が原因となつて、その結果としてMの視覚像が生じているから(状況3)が成立している。ところが、「松茸を見ている」と言うのはここでは不適當であると思われる。

行為の場合(デヴィッドソンのあげた例)。二人の登山家が岩登り中に下の一人が滑落し宙吊りになる。上の男がザイルで支えるが、辛抱しきれなくなる。このとき男の脳裏に、せめて自分だけでも助かりたい、ザイルをもつ手を離せば自分は助かる、という欲求と信念がふと浮かぶ。あわててそれを打ち消そうとしたが、男はそうした意図をもったことから神経過敏の状態に陥ってしまい、その結果として手の力が急に抜けザイルを離してしまふ。

ここでも(状況3)が成立しているが、これを意図的行為と呼ぶのは当事者に対して厳しすぎるだろう。確かに欲求・信念が原因となり、意図された結果としての身体運動が生じてはいるが、「意図的に手を離した」とは言えない。われわれの通常理解しているところの「行為」の意味に基づけば、これは行為と呼べないと思われる。

このような因果関係は、いわば本来の経験から外れたもの、逸脱したものであると言える。それゆえ、ここで生じた問題は「逸脱した因果性(deviant causation)」の問題と呼ばれる。この種の問題が「知覚」「行為」の意味とどうかかわるかは後に考察するとして、まず、逸脱した因果性ということについて少し考えてみることにしよう。

「行為と知覚の説明」

## 「行為と知覚の説明」

この問題は通常の物理的事象間の因果性の場合には生じないように思われる。<sup>7)</sup> ある人の投げたボールがガラスを壊す場合を例にとってみる。このルートとして、例えば(a)人が投げる↓ボールが飛ぶ↓ガラスが壊れる、(b)人が投げる↓ボールが飛ぶ↓窓辺の植木鉢が倒れる↓ガラスが壊れる、の二通りがあったとする。この時、どちらのルートをとどろとうも、いずれもガラスの破壊という結果には変わりがないし、ボールを投げたことが原因でガラスが壊れた、という記述が可能である。異なる経路のいずれが本来のもので、どれが逸脱したものであるか、という問題はここでは生じてこないし、そもそも意味をもたない。<sup>8)</sup>

また、逸脱した因果性の問題は、知覚と行為のみならず記憶についても存在しうると思われる。想起者が、或ることをした、或ることを知覚した等という出来事Eを憶えているということが(記憶違いや妄想、思い込みではなく)Eの記憶であるためには、実際にEが過去において生じていて、そのEの生起が原因となり、その結果としてEを憶えているという状態ないし傾向がある、という仕方では「記憶」の意味を定式化したとき(記憶の因果説)同様の問題が生じてくると思われるのである。例えば、Eの記憶が途中で完全に消失したのにもかかわらず、Eと因果関係にあるE'によって再びその記憶の状態ないし傾向が因果的に生起させられた、という事態を考えてみればよいだろう。それをEの記憶と呼ぶにはためらいがある。因果関係が逸脱した経路をとっていると思われるからである。

なお、逸脱性の問題は因果関係のみならず規約関係においても生じてくる。例をあげてみよう。無罪をかちとるために自らの行為の正当性を自信をもって雄弁に語ったところ、その陳述があまりに異常であったため精神鑑定を受け、責任能力なしということで無罪になったという場合、逸脱性の問題が生じている。無罪という帰結が、行為の正当性の評価を通じてでなく、精神状態の鑑定という責任能力の判定というルートを通じてもたらされており、意図した帰結が、それをめざした雄弁によって裁判という過程の中で生じたが、意図したルートによってではないのである。

以上のことから、(規約の場合は別として) 因果関係の領域で生ずる逸脱性の問題は、因果的に定まる系列の中の特定の項を選び出し、それを知覚や欲求や意図、記憶等の対象とすることに由来する、ということが言えるのではなからうか。つまり、互いに等価であるべき因果的系列中の諸項のうちから、対象となるべき特権的な項(M、M'、E)を選び出し、それとの間の因果関係を「Mの知覚」「M'への意図」「Eの記憶」の意味に含まれるものとするところにこの問題が生ずると思われるのである。知覚や行為等においては、われわれは原因と結果との間に存在する中間項がいかなるものであるかを知らなくても、その意味を理解している。因果関係は中間の諸項をいわば飛びこえて立てられているのであり、逸脱したルートとそうでないものとの区別ということが、そこから問題となってくるのである。

こう考えてくると、この問題は、前に挙げたところの、知覚や欲求におけるその対象の特権的地位を因果的系列中に置いて際立たせる、という問題と同根であると言えるだろう。いずれも、互いに等価な諸項の系列中で、中間に諸項を隔てた二項の間に或る特権的關係を設定することに由来している。「見る」とは「Mを見る」ことであり、「欲する」とは「Mを欲する」ことであり、「記憶している」とは「Eを記憶している」ことであり、二項は意味的に連関している。その連関の仕方をわれわれは既に理解しているはずである。二項間の意味的連関、そして既に理解されているその連関の仕方を、因果的関係という土俵の上で展開するとき必然的に生ずる難問がこれら二つの問題であると言える。すなわち、意識に特有の志向的関係と、因果的関係との相違にそれらは根ざしているのである。

逸脱した因果性の問題とは、未規定の中間の諸項を科学が発達するにつれて埋めてゆき、正常の本来の経路を特定することで解決できるような問題ではない。テレビのスイッチを入れると像がブラウン管に映し出されるが、この間のプロセスを知らない素人が、その内部のメカニズムを調べることによって像の成立を説明する、といったことと同じように逸脱性の問題を考えるはならないのである。知覚、行為、記憶等は、ある種の因果系列によって成立するとしても、その系

「行為と知覚の説明」

列は正常な場合の生理学的メカニズムの特定によって決定されるわけではない。例えば、眼球がなくても、外界から到達する光を或る種の信号に変えて、網膜や視神経を刺戟することで、視覚像を成立させることは可能であろうし、これをもって「見る」と呼んでもおかしくはない。脳に電極を通して信号を直接伝えることも想像できるし、視神経の中断箇所迂回路をつけることも考えられる。これらはすべて通常の視覚のメカニズムとは異なるが、何かを「見ている」と言えそうである。これらと、例えば光ではなく香りが刺戟となり像が成立している場合との間に、一方は知覚で他方はそうでない、という境界線を引くことが逸脱性の問題である。

この区別を知覚経験そのもののうちに求めることは、因果説のそもそもの動機に反することになろう。Mの視覚像の成立自体はMの知覚の基準となりえないことから因果関係を導入してくるのが因果説の主張であることは、既に述べたことから明らかであろう。また、メカニズムの変化の中で脳のみは不変であるように思えるので、脳の一定部位への刺戟の存在にそれを求めるといふ策が考えられるが、これも不適當であろう。香りが視覚に関与する部分を刺戟することも考えられるからである。また、脳でさえ、種々の外科的な変更が可能であろう。

意味と基準

それでは、この逸脱した因果性の問題は「知覚」「行為」の日常的な意味とどのように関わるのであるか。(状況3)は「対象Mの知覚」の意味するところを明示していると述べてきたが、その問題はここで理解されている事柄に何を付け加えるのであろうか。

(状況3)が「実際に存在する物体Mと、或る関係(これを因果説では因果関係とする)にある経験をもつ」というこ

とを「Mの知覚」の意味として示しているとすると、逸脱性の問題はここでの「或る関係（因果関係）」を「知覚に特有の或る関係（因果関係）」とすべきであるということ并要求しているように思われる。このイミで「Mの知覚」の日常的意味は何であるか、何がそこで理解されているのか、といった問題に対して逸脱性の議論は不可欠であると言えるだろう。

さて、非逸脱的因果関係が「Mの知覚」の意味に含まれていると主張することと、逸脱的か非逸脱的かを判別・判定する基準なり定義なりを提出することは全く次元を異にする事柄であると思われる。一般に、意味のレベルに属する事柄と基準のレベルに属する事柄とは混同されやすいが、区別しておかなければならない。

このことを「石の衝突がガラスを壊した」という個別因果言明の考察を通して示してみたい。（適当な時空的限定を加えれば）この言明が真であることも偽であることも可能だが、一見して真らしく思われたにもかかわらず、実は石ではなく或る種の衝撃波が原因であったという場合を考えてみよう。すると「ある種の衝撃波がガラスを壊した」が真である個別因果言明となる。

「壊す」「破壊をひき起こす」、一般に「ひき起こす (cause)」といった因果的関係の意味をわれわれが理解するところの経験・事例（パラダイムケース）は種々あると思われるが、ここで議論を簡単にするため、石がガラスを壊す、という事例がそれに含まれているとしよう。するとその事例を表現した「石の衝突がガラスを壊した」は、さきの個別因果言明「石の衝突がガラスを壊した」とは身分が異なる。後者は真偽を問うことのできる言明であるが、前者にそれを問うのは意味をなさない。前者は「壊す」とか「ひき起こす」という概念の意味の理解される背景として経験される事例を表現しており、その概念を適用し真偽を問われる後者とは異なっているのである。

「衝撃波がガラスを壊した」という個別因果言明において理解されている事柄は、ここでの仮定に従えば、石がガラスを壊したという事例において石の役わりをしているのは衝撃波である、ということになる。石と衝撃波ではその性質

「行為と知覚の説明」

も破壊の仕方でも違うので「壊す」「ひき起す」を後者にも適用できるように意味を厳密化し、基準・定義を与えておく必要がある。たいていの場合には（石の場合も含めて）、こうして規定された基準にもとづいて個別因果言明の真偽が判定される。そのイミで、ここでは適用基準・判定基準あるいは正当化基準が与えられていると言えよう。「石がガラスを壊した」でもって理解されている事柄に関するものは、言うなれば「意味のレベル」に、その真偽判定に関するものは「基準のレベル」に属しているのである。

以上述べた二つのレベルの異なりは意味の一般理論として提起したのではなく、哲学的議論の考察に役立つ限りで利用しうる方法として出したものである。知覚について考えてみると、物体、例えば私の手が机の上に見えている、といった諸事例（グライスが挙げた事例）が「見る」の意味の理解の背景にあって「見る」の意味を与えている。こうした意味のレベルと「私は手が机の上にあるのを見ている」が真か偽かを問うレベルとは異なる。後者は、いかなる条件を満たす場合に「見ている」と言えるのか、という基準のレベルにある。

逸脱した因果性の問題も、それが「知覚」の意味に何を付加するかということと、非逸脱的なのはいかなる場合かを問うことは次元を異にしている。ガラスの破壊の例では、本当の原因は何かということが基準のレベルで問われている。知覚の場合にも、Mが見えているがこれは薬物の作用の結果ではないかと疑う時のように、本当の原因は何かが問われる。それに加えて因果関係のルートも問われるのである。眼球のかわりにテレビカメラを装着して視覚像を成立させるような場合、ここで逸脱性の問題として問われているのは、われわれが通常「見る」ということで理解している事柄がここでも成立しているとみなすか否か、ということである。この種の問いに対するストローソンの見解を考察しながら、或ることの基準を立てるということに関して少々考えてみたい。

ストローソンは、逸脱性のみならず、幻覚、幻聴といった事一般について、それがどうして知覚ではないと言えるの

かという問題に対して、「知覚の素朴あるいは洗練されていない概念」のレベルで答えようとする。<sup>10</sup> これは、この場合、われわれが日常素朴に理解している「知覚」の意味のレベルであり、神経生理学者等の専門家により洗練され厳密化された概念のレベルとは異なると言うことができるだろう。

彼は「知覚」についての素朴な了解事項に含まれる事として、観察者の時空的位置ないし視点、という概念を導入する。これにより、場所によって或る物が見えたり見えなかつたりすること、覆われているものは見えないこと等といった事柄が言えるようになる。ここから例えば、自分の脳を見ている人がある人が脳を知覚してはいないことが、頭蓋で覆われている脳は見えるはずがないということと説明される。近東の砂漠において、故国イギリスの村で鳴る教会の（昔の）鐘の音を聞いたと思つたキングレイクの報告は、聴覚的経験とその対象との間の時間空間的隔たりのゆえに幻聴と説明される。逸脱性に対しては具体的に述べられていないが、観察者の視点に加えて、さらに他の概念を導入すればよいと考えたのかもしれない。

ストローソンの幻覚の説明に対して、ピーコックは次のように批判する。もし頭蓋も頭皮も透明で脳的一端が見えるような頭の形をしていると想像しても「知覚」の意味には何の変化もありえないはずだが、こう仮定するとストローソンの説明が成立しなくなる。覆われていて見えるはずがないものを知覚することはできない、という論法が成り立たなくなるのである。

ストローソンの説を次のように修正すれば今の例を説明できるかもしれない、とピーコックは言う。すなわち「人が或る経験をもっており、その経験を知覚とするのに必要な条件が破られていない場合でも、そうした条件の一つが破られたと想定しても当の経験が依然としてあり続けるといふことが真であれば、それは知覚とはみなされない。」脳が透けて見える例では、中間に遮蔽物を持ってきても依然として脳が見えているという経験が存続するので知覚ではないと言える。

「行為と知覚の説明」

「行為と知覚の説明」

ところが、こうすると新たな問題が生ずる。すなわち、遮蔽物が透明であれば今の議論は意味をなさないから、透明でないという概念が条件の中に含まれている。しかしこれは、ストローソンのように、光への言及を避けるならば、「それを通して見るができない」という意味をもつ。ここに循環が生ずる、とピーコックは批判する。

この循環の指摘は決定的であるように思われる。ストローソンが「観察者の視点」という概念から導き出した諸条件がすべてこれにあてはまるからである。「覆われているものは見えない」は「見えなくされているものは見えない」に、「どんな大きな物でも十分離れると視界にはいらなくなる」は「どんなに大きな物でも視界にはいらなくなれば視界にはいらなくなる」に、「視野内のもののみ見られる」は「見える範囲のもののみ見える」に、という具合に、すべてア・プリオリな言明あるいはトートロジーになってしまう。<sup>15</sup>

以上のことから、ストローソンが幻覚や幻聴を説明した原理は「知覚できなくなる条件の成立しているときは知覚できない」あるいは「知覚できないときは知覚できない」という空虚なものであったと行うことができる。修正された説の方も同様に、内容の空虚なものであると言える。

それが空虚であるのは「知覚できなくなる条件」は一体いかなる条件なのか「知覚できないとき」とはどんな場合なのか未規定であることによる。知覚に適当な時間空間的距離というものがあること、視野というものがあること、覆いかくすということがあること、これらをわれわれは確かに理解することができる。また、それらについてのパラダイムと言える諸事例を経験を通じて学んでもいる。例えばどのくらい隔たると物が見えなくなるのか等といったことを、幾度となく経験してきている。それらの経験は「隔たり」「視野」等の意味を与える役わりは果たすが、或る経験が知覚か幻覚かといった問題には殆ど効力をもたないと思われる。

ストローソンは、パラダイムケースからの離反として幻覚や逸脱性を説明しようとしているように思われるが、そう



した離反が顕著でない場面においてはその説明では成功しない。脳の幻覚やキングレイクの幻聴の説明は成功しているように見えるが、離反が著しいからそう思えるだけであり、本当はどこでも説明は空虚な原理に基づいているのである。透けて見える頭蓋を仮定したとたん、原理の空虚さのみならず、説明の空虚さも暴露されるのである。

意味のレベルにおいてはトートロジーあるいはア・プリオリな命題しか述べることができない。それゆえ、基準のレベルにある事柄を意味のレベルで処理しようとする時に循環が生じざるをえなくなるのである。ストロオンに対するピーコックの批判は以上のことを示しているように思われる。

上に挙げたところの、ストロオンの説を修正したものは、いわゆる反事実的条件法を含んでいる。知覚の阻害条件をそこに組み込んだために「見えないものは見えない」というトートロジーが生じてしまったが、一般に反事実的条件法の集まりでもって、逸脱性や幻覚の問題に答えることはできないだろうか。

例えば前に挙げた松茸の例は「店頭の松茸が動いたとすると、それに対応する変化が経験中に生ずるだろう」という反事実的条件法を偽にすることで逸脱的と説明されるように思われる。ところがピーコックはこれに対し、反事実的条件法の成立は逸脱してないことの必要条件でも十分条件でもない批判する。

必要条件でないことは次のような反例でもって示される。外界から隔離されたテレビスタジオの中で或る人が幾つかの対象を知覚している。これらの対象はスタジオの照明と連結した感光装置に影響を及ぼして、どの対象でも知覚的に感知される仕方で動けば、スタジオの照明が消えて何も見えなくなるようになっているとする。この時、ある対象が動けばそれに呼応した変化が経験中に生ずる、という反事実的条件法は成立しないが、人はそれらの対象を確かに知覚している。どんな奇妙な装置がスタジオにあって反事実的条件法の真偽に影響を与えているかに関係なく、経験が実際に (actually) 諸対象に関係していることが問題なのだ、とピーコックは言う。

「行為と知覚の説明」

## 「行為と知覚の説明」

この指摘は正しいように思われる。対象Mの変化に応じた変化が知覚経験のうちに生じていることに基づいた反事実的条件法は「応じた」の意味が日常の用法の域を出ていない限り、逸脱性の問題には答えられないと思われるからである。また、プライスによる対象の特権性の規定に対する批判と同様のものがここに見られる。これらの反事実的条件法は、通常の諸事例における何らかの規則性に基づいて立てられているので、有効な場合もあるが、反例のようなアブノーマルな状況ではその無力さが明瞭になってくる。反事実的条件法とは、事実に反する（実際には成立してないことが成立しているとか、あるいはその逆の）仮定をたてるが、その仮定（前件）と後件との間を支える根拠は前件と後件の間の規則性である。この規則性がうまく適用できる所では成功するように思われても、そうでない場所では空虚さがあらわれてくるのである。ストロソンの場合と同様のことがここでも生じていると言える。

次に十分条件でないことを示す反例があげられている。簡単に言えば対象Mの網膜像が記憶細胞の内容を活性化して記憶像を生じさせる。このとき、網膜像の各々に対して同様の性質をもった記憶像が生ずるとする。ここには明らかに対応関係があり、反事実的条件法は真であると思われる。しかし、これは記憶像の成立であって知覚とは言いがたい。ゆえに十分条件ではない。

このように批判してきたビーコックは、逸脱性の問題に対してどう考えているだろうか。彼は「差別的説明 (Differential explanation)」という概念を導入してそれに答えようとしている。この差別的説明とは、日常で用いる「説明」の典型とされるものであり、そのイミでは日常の素朴な意味のレベルにとどまり、専門家のレベルとは異なると考えている。つまり、ビーコックは「知覚」「行為」の非逸脱性の基準を日常的な「説明」の概念に訴えることによって与えようとする。ストロソンのように「知覚」の基準を「知覚」の意味によって与えようとするのではなく、また、物理学的・神経生理学的概念を用いて与えるのではなく「説明」の意味に基づいて与えようとするのである。

一般に、Xであることの基準を「X」の意味でもって与えようとすれば循環が生じ、空虚なトートロジーが生まれてしまうが、それを「Y」の意味でもって与える場合にはそうした事態は生じてこない。日常の意味のレベルを離れたところで基準や定義を立てることを意図しない限り、「Y」の日常の意味に依拠するというのが、採るべき方法であると思われる。その際、問題となるのはXとYという両概念の関係、結びつきであるの言うまでもない。

「知覚」「行為」と「説明」の結びつきについて少し考えてみよう。まず、「知覚」「行為」に限らず他の諸概念においても「Xの基準」と「Xの説明」との間には密接な関係があると言えるが、特に「行為」の場合には「意図的行為」の外延として「なぜ？」という問いの立てられうるもの、といった規定をする説わもあるように「行為」と「行為の理由づけ」「行為の説明」とは密接に結びついている。

さらに、石の衝突と石の破砕に伴う空気振動の例を(注8)に挙げておいたが、それらから次のことがわかる。逸脱性は知覚、行為等に特有の問題であった。それは、石の衝突と石の破砕に伴う空気振動を原因とするガラスの破壊が、原子やエネルギーのレベルにまで行けば同じ記述法則によって記述できること、つまり記述の異なりが問題にならない所まで記述法則を下ろすことができることと対照的に、知覚や行為においては記述の異なり(ルートの異なりによるものも含む)が決定的要素となりうるということであった。記述の異なりとは、この場合、因果的説明の異なりである。すなわち、因果的説明のあり方が知覚、行為の基準と決定的関係をもっているのである。それゆえ「説明」という記述レベルに関わる概念が逸脱性の問題を解く鍵として登場しているのである。

ピーコックの議論は、網膜像に対応した記憶像の成立の例について成功してないと思う。詳細は略すが、この不成功はストロソンの時のように循環が生ずるとか、反事実的条件法を用いることへの反例のように明らかに知覚であるのにそうでないという結論を出してしまう類いのものではない。基準としては不十分であることを示すような不成功にす

「行為と知覚の説明」

きないと思われる。

### 実在性と自由

これまでは因果説の主張が正しいものとして、すなわち因果関係が「知覚」「行為」の意味に本質的なものとして含まれているという主張を一応認めた上で議論をしてきた。今度はこの主張そのものの検討をすることにしよう。これまでも注意深く、因果説の主張とその論拠となる事柄とを区別してきたつもりであるが、ここでそれについて主題的に考察してみることにする。

「Mの知覚」とは「実在する物Mと、知覚に特有の或る関係にある経験をもつこと」であると前に述べた。事実、因果説の主張の論拠（それは（状況1/3）と逸脱性の問題の考察を通じて示されている）を、何らの先入見もなしに受けとればそのように定式化できると思われる。これを因果説は、「原因としての実在する物Mと、非逸脱的な因果関係にある、結果としてのこの知覚経験をもちつこと」と解釈するのである。

これだけではもちろん解釈の正当性が疑われてしまうだろう。「或る関係」を因果関係であるとする根拠は一体どこにあるのだろうか。それは、前の論拠に付加するに、Mとその知覚経験・知覚印象との間に存在する「知覚に特有の能動受動関係」の存在であると思われる。すなわち、「知覚に特有の、能動受動の関係」を因果説は因果関係であると主張するのである。因果説の主張の根拠となるところの「実在する物Mと、知覚に特有の能動受動の関係にある経験をもつこと」が「Mの知覚」の意味するところである、という考えは確かに正しいと思われる。「Mの知覚」でもってわれわれが理解している事柄はそのようであると思われるのである。そのイミで便宜上これを「知覚」の原的意味と呼ぶこ

とにする。

因果説の主張の根拠はこの原的意味に基づいているのであるから、それはこの原的意味以上の何も主張していないはずである。するとそこで述べられる「因果関係」とは「知覚に特有の、能動受動の関係」にはかならず、そこからはそれが出来事・事象間の因果関係（物理的事象間の因果関係）であるとか、行為における因果関係と同じ関係であるとかは帰結しないはずである。何らの先入見ももたずに因果説の主張するところを検討すれば、以上のことが言えるはずである。そしてこの点で、つまり因果説は主張しうる事以上を主張する点で誤っていると見えよう。因果説では知覚においても行為においても、物理的事象間に成立するのと同じ因果関係が成り立っていると主張するからである。

但し、ここで「因果関係」という語を用いることが誤りであるというのではない。われわれは知覚において、対象と経験との間に因果関係と呼ぶのにふさわしい関係をもっているであり、知覚や行為における因果性こそ物理的事象間の因果性の概念の源泉であるという主張をする場合もあるのである。ただ、その「因果関係」とは前に述べた関係にほかならない、という点だけは確認しておかねばならない。

それでは「知覚」における因果関係と、物理的事象間の因果関係はいかなる関係にあるのだろうか。それを考えてみたい。まず、「実在するMと、知覚に特有の因果関係にある知覚経験をもちこと」に含まれる「物」「実在性」「因果性」「知覚経験」といった概念と「知覚」とは相互に内的概念的連関のうちにあると思われる。意味のレベルでの言明がア・プリオリないしトートロジカルであることを想いだせばそれがわかるだろう。「物とは直接にせよ間接にせよ知覚されうるものである」「物とは実在性をもつものである」「知覚には因果関係が含まれている」「物と知覚経験は因果関係にある」等々はすべてそういった類いの言明である。ここでの「因果関係」の果たす役わりは、実在的な物と知覚経験、あるいは、物・実在・客観と、人・知覚主体・主観の間の関係を表現しているのであるが、独立に存在する二

## 「行為と知覚の説明」

項間の外在的關係としてそれらを結合してはいない。むしろ両者をいけば内的概念的に「知覚」という全体へと統合しつつ「因果」という事で両者の身分の根本的相違と連関とを明示しているのである。

言葉をかえれば、その「因果関係」とは、知覚は単なる主観的印象ではなく、客観として実在する物についての経験であるということを表現する概念である。経験が本来の経験であるところの根拠、それにこの概念は関与している。(状況173) が示しているのはこのことに他ならないと思われるのである。そのイミでは、この概念は「先験的(超越論的)」概念であると言えよう。経験が経験として成立することを可能にする区別に関わる事柄と、成立してしまつた経験に何らかの仕方で関わる事柄とは異なる次元にあると思われ、が、「知覚」における因果関係と、物理的事象間の因果関係との相違はここにあると言えらる。同様のことは「行為」についても言える。ここでの因果関係は、行為が行為であるところの根拠の表現として理解されるべきである。つまり、それが私の行為、私の意図した行為、私の選択した行為、すなわち、一般に、私の自由な行為である、ということを表現していると解することができる。そのイミで、この「因果関係」という概念はとりわけ「自由」という概念と相互に意味上の連関をもっていると云える。因果説の主張根拠から「行為」の原的意味を読みとるとほぼ次のようになるだろう。「Mの行為」とは「ある欲求・信念あるいは意図、動機をもって、それと行為に特有の能動受動関係にある身体運動Mを自由に起すこと」である。

知覚が、物と印象が外在的に因果的に関係した事態、いわば、物プラス印象プラス因果関係ではなく、それらの内的概念的統合をあらわしていると述べておいたが、それと同様のことがここでも言える。行為とは意図プラス身体運動プラス因果関係ではなく、それらの間の内的概念的統合である。ここでの因果関係は、行為が行為として、意図が或る行為の意図として存立しているということを表現しているのである。

以上に見てきたように、因果説の主張の論拠とするところをそのまま額面通りに受けとると、知覚と行為における因果性は、前者では知覚対象としてのこの物の实在性に、後者では自由な行為者ということに密接に関わる概念であり、そのイミで「知覚」「行為」の意味における本質的要素であると言える。<sup>10)</sup>

しかしながら、こうした解釈は因果説を骨抜きにするものであると思われる。因果説においては、知覚、行為における因果関係が物理的事象間の因果関係と同じものである、ということが核心を成しているからである。「因果関係」を右のように、いわゆる形而上学的な概念である「实在性」「自由」を表現するものと解すことは、知覚や行為を自然科学の枠内で考察するためにその概念を導入した意図に全く反することになるのである。

しかし、因果説の主張自体が右の解釈を導き出す傾向をもっていると言える。その理由の第一は、右に述べた事柄は、知覚、行為に関する因果説の主張の論拠を先入見をまじえずに考察したものであり、因果説の拠って立つところのものの吟味がそうした解釈を帰結させたからである。第二には、グライスが因果説への従来よりの批判に対して行なった反論にもそうした解釈の妥当性を示唆するものがあるということである。視覚像成立の原因の中で物体の占める特権的位置を明示する問題に対して、彼の提出した答えを見るとそれがわかる。グライスは知覚の典型的諸事例の提示によって、知覚対象がいかなるものであるかを示そうとした。この時、対象は物理的事象間の因果的系列中に定位されたのではなく「知覚対象MとはMの知覚におけるMである」といった仕方で、つまりア・プリアリな仕方で規定されているのである。知覚という事柄の理解の中に同時に読みとられているものとして知覚の対象を規定したのである。

ここでの因果関係は物理的事象間のそれとは言えず、むしろ「知覚における対象」と「知覚経験」と内的に関連する概念であると言える。グライスはこうした因果関係の意味の異なりを、日常的素朴のと、科学的専門的というように區別して、前者を厳密に規定すれば後者になると考えていたようだ。これは因果説の因果説たるゆえんを表わしているが、

「行為と知覚の説明」

## 「行為と知覚の説明」

その説の正しさは無条件には認められまい。ともかく、「知覚」「行為」の意味の規定にあらわれる因果関係は物理的事象間のそれではなく、形而上学的な領域に関わるという解釈はそれほど不当なものではないと思われる。

第三に、グライスとは自らの説が現象主義と両立可能であると述べるが、もしこれを認めるならば、右の解釈が支持できるように思われる。知覚対象としての物は知覚経験とは異なる存在の仕方をしており、両者の間には或る関係が成立している、という事は日常経験の教えるところの事実であり、因果説と現象主義もこの事実に反する説を立てることはあるまい。さらに、成立している或る関係は能動受動と感じられる関係である、という点も両者ともに認めるだろう。このイミでそれを「知覚」の原的意味と呼んだのであった。両説が互いに反発しあうのは、この日常経験における基本的了解が解釈されて、一定の説あるいは理論として登場するときである。知覚対象と知覚経験の身分の異なりは、一方では原因と結果の異なりとして、他方では集合とその要素の異なり、あるいは論理的構成物と構成要素の異なりとして解釈される。知覚対象と知覚経験との間に存する関係も、一方では物理的因果関係、他方では全体と部分、可能態と現実態の関係、あるいは論理的含意関係として解釈されるのである。

因果説と現象主義がともに「知覚」の日常の意味についての理説であるかぎり、自説の主張と他説への反駁の論拠とするところは「知覚」の原的意味であろう。因果説をとれば対象が直接に知覚されていると言えなくなる、という現象主義からの批判は、原的意味の中に対象の直接知覚ということ（センスデータや感官印象ではなく物を知覚しているということ）が含まれているからであり、現象主義をとれば対象の実在性が失われてしまうという因果説からの批判も、原的意味に実在性ということが含まれていることを根拠にしている。

解釈あるいは説明の向かうところは、知覚についての基本的了解であるが、対象と知覚経験が存在身分を異にしつつも知覚は対象の直接的知覚であるということ、いわゆる因果説と現象主義は捉えそこなっているように思われる。原



の意味に含まれる「因果性」を物理的事象間の因果性と直ちに同一視したり、あるいは「因果性」と呼ぶべき事態が成立していることを無視するからである。われわれ自身とは異なる或る物が、直接にわれわれに現前している、という一見パラドキシカルな事態こそが知覚ということの意味されていることであろう。

自説は現象主義と両立しようとグライスが述べるとき、その因果説はもはや解釈された理説としてのそれではないと思われる。いわゆる因果説と現象主義の双方が認めるような「知覚」の原的意味に関わるどころの因果説であると思われるのである。知覚対象が観察不可能かという問いに対して、日常的物体を現にわれわれは知覚しているという事実に依拠して自説を弁護したとき、対象の直接知覚という「知覚」の原的意味が現われている。そして、何度も言うように「知覚」の意味の分析に登場するのは日常の意味における因果性であった。これらのことは、グライスの提出した因果説が、前に述べたような解釈を許容するものであることを示していると言えるだろう。

因果説は従来よりの批判に答えるためにはグライスの提出したような形態をとらざるをえないと思われる。ところがそうすると、いわゆる因果説の因果説たるゆえんのもの脱落してしまう。「物」「実在性」「因果性」「知覚経験」といった諸概念の内的連関を述べる説となり、しかも「因果性」が科学的ならぬ先験的意味をもつことになるからである。少なくとも「知覚」「行為」の意味のレベルにおいては、洗練された因果説も目ざすところを達成できないと言えろ。

註 (1) このように課題を限定しても、行為と知覚の因果説には種々の形態がありうる。ここで挙げられているのは、行為についてはデヴィッドソン、ゴールドマン、知覚についてはグライスの説を参考にしたものである。特に知覚に関しては、因果説としてはグライスの説が最も洗練されていると思われるので、以下においてはグライスを中心に論述をすすめることにする。これらの人々の説を一括してしまうのは勿論問題であるが、「行為」「知覚」の日常の意味に関しては本文のような議論が成り立つと思われる。(H. P. Grice, 'The Causal Theory of Perception' Proceedings of the Aristotelian Society, Supp. Vol. 35 (1961).

「行為と知覚の説明」

「行為と知覚の説明」

- (1) reprinted in "The Philosophy of Perception" (Oxford Readings in Philosophy.)  
 せもやも対象の真の形 (real shape) とか、真の色 (real color) とさうた表現自体が意味をもつのが問題となりうる。(cf. J. I. Austin, "Sense and Sensibilia" (1962) chap. VII.)
- (2) 但し、類似関係(ノーマルな状態での対象の知覚像との成る種の類似というイミでの)の有無は不要というわけではない。車鑑Mと赤い空の間因果関係がある場合を想像することができ(赤い照明弾の発射、過去の記憶の想起、突発的に因果的に生じたMと赤い空の関係e.t.c.)が、Mを見ているとは言われない。類似関係が存在すると言いうことができないからである。
- (3) 知覚の場合は「M→Mの視覚像」という因果関係が述べられているが、行為では「Mへの欲求・信念→M」という関係になつていない。たいていの場合、Mへの欲求と、MをすするためにはMをしなければならぬという信念がMをひき起こすことになる。パラレル性に固執するならば、欲求・信念の複合を「意図」という名のもとに包括し「Mへの意図→M」とすればよい。また、さらに、意図されるのは例えば「手をあげること」であり「手があがること」ではなく、行為を意図するのであり身体運動ではない、という批判がありうるが、これはもっともな批判である。簡単のために本文では「M」としたが、正確には「φ(例えば、手をあげること)」であると思われるところのM(手があがる、という身体運動)」である。
- (4) カントも「純粹理性批判」の「第四パラロキスムス」で超越論的實在論と経験的観念論とを、同じ前提に立つて説とみなしている。知覚と同じく行為においても、その原因を結果から独立に同定することの困難さが問題であり、因果説に対する有力な批判となりうる。cf. A. I. Melden, "Free Action" (1961)
- (5) 視野全体を覆うような大きな物(あるいは、小さくても接近して見た場合)を見る時、その物の全体に及ぶ色の状態はプライスの区別では固定条件となつてしまふ。また視覚器官の一部の異常が視野の一部に対応する変化をもたらすことも考えられる。これらはプライスの説に対する反例となりうる。
- (6) 逸脱した因果性の問題は C. Peacocke, "Holistic Explanation" (1973) の特に第2章で主題的に論じられている。物理的事象間にはこの種の問題が生じないことは同書でも触れられている。以下の叙述において「ピーコック」の名が出るときは、出典は全てこの著作であることを断つておく。
- (7) この例は実を言うと不完全である。(a)と(b)のルートは、知覚で言えば、例えばMを見ると、Mを鏡を介して見るのに対応している。Mの視覚像の成立という点では(a)と(b)ともに変わりなく、さらにMを見ているという点でも同様である。むしろ(a)石の衝突→ガラスの破壊、(b)石の破碎にともなる空気振動→ガラスの破壊、の方が松茸の例とも対応して良い。この時、(a)を記述する法則はふつう異なるが、原子・分子あるいはエネルギーのレベルでは同じ記述法則によることが可能である。このことが知覚や行為には言えないという点に逸脱性の問題は根がどのように思われる。
- (8) 記憶を傾向であるとした場合、記憶が消失したということがどんな意味であるのか、また、どのような基準が考えられるのか、問われるかもしれないが、その問いに対する答えは保留しても、ここでの論点には差支えないだろう。
- (9)

- (10) 但し、真偽を問う場合につねに基準なり定義なりが必要であるかという点でもない。これは文脈に依存する事柄であると思われる。また、ここでは意味と基準の二つのレベルを截然と区別しようとしているが、実際問題としてこれを行なうことはなかなか難しい。理解されている意味の枠内での解明や分析と、判定基準や定義を与えることの区別の難しさが、哲学上の種々の問題を生みだしているように思われる。
- (11) P. F. Strawson, "Causation in Perception" in "Freedom and Resentment" (1974)
- (12) ストロートソンもそれらをトートロジーとか一般的真理とか呼んでおり、この事には十分気づいていたと思われる。
- (13)  $\phi$  を  $\psi$  をもって説明するとする。そのとき (i)  $\psi$  は説明における必要最小限の部分をなしている。(ii)  $\phi$  から  $\psi$  への関数関係があり、因果法則がある。これらを満たすとき弱いイミで差別的と呼ばれる。さらに強くするためには  $\psi$  から  $\phi$  へと段階的に還元可能である。という条件が必要である。これらが成立しない場合、非逸脱的因果関係ではないとされる。
- (14) 例えば、G. E. M. Anscombe, "Intention" (1957)
- (15) その例において差別的説明が成立しないとする議論が成功してないと思われるのである。仮にビーコックの主張をここで認めたとしても、差別的説明が成立するように例をいくつでも修正することができる。それでも知覚ではないと主張し続ける人は「説明」にではなく、記憶細胞といった生理学的器官に依拠しているのだとしか言えなくなろう。
- (16) 表在性と自由を表現するという因果性の解釈は、物自体による触発、自由からの因果性というカントの二種の因果性に対応している。